

今後の区立幼稚園のあり方について（案）に係る検討資料

1 幼稚園と認定子ども園（幼保連携型）の制度比較

	幼稚園	認定こども園（幼保連携型）
所管	文部科学省	内閣府
性格	就学前の教育施設（学法22）	子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図る施設（認法9）
目的	幼児を保育し適当な環境を与えてその心身の発達を助長する（学法22）	満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、保護者に対する子育て支援を行う（認法2）
入園・入所	○保護者の希望による。制限なし ○満3歳～就学前の幼児（学法26） ○入園を希望する保護者の申請により幼稚園設置者との契約により決定	○満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子ども（認法11） ○0歳～就学前の乳幼児（認法11） ○利用する保護者は教育・保育給付の支給認定を市町村に申請して受け、入園申請を園に提出する（子支法19・20）
保育時間・保育日数	○1日4時間を標準とする（幼稚園教育要領） ○毎学年の教育週数は39週を下ってはならない（学規則37）	教育に係る標準的な1日あたりの教育時間は4時間を標準、原則として年間39週以上とし、保育を必要とする子どもに該当する教育及び保育の時間は1日8時間を原則とするが、開園時間は保育園と同様11時間とすることを原則とし、園長が定める（教育・保育要領第1章第2）
保育者	幼稚園教諭	保育教諭（保育士資格と幼稚園教員免許の併有）（認法15）
職員の配置	○園長、教頭、教諭の必置（学法27） ○1学級の幼児数は35人以下を原則とし、学級ごとに1名の教諭を配置（幼設基3・5）	○1学級は35人以下を原則、同じ年齢である園児で編成する ○各学級ごとに保育教諭等を1人以上置く

	幼稚園	認定こども園（幼保連携型）
保育内容	教育課程の基準として幼稚園教育要領が文部科学大臣によって公示される（学規則 38）	教育及び保育の内容は主務大臣が定め、その際、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性の確保と小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない（認法 10）
保育料	○私学助成型幼稚園は各幼稚園設置者が決める ※令和元年 10 月から無償化により月 25,700 円まで給付 ○給付型幼稚園は国基準額を上限に市町村が決め、園で徴収（子施令 4～7、9～13） ※令和元年 10 月から無償化によりゼロ	○国基準額を上限に市町村が決め、園で徴収（子施令 4～7、9～13） ※令和元年 10 月から無償化により 3 歳以上児、非課税世帯の 0～2 歳児はゼロ

「保育白書 2019 年版」から抜粋

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいが いずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務 (満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



保育士資格及び幼稚園免許取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。

2 参考

(1) 新しい中野をつくる10か年計画(第3次)

【ライフスタイルに応じた保育の拡充】

区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。加えて、民間保育施設を誘致し、保育ニーズにあわせて、適切な整備を進めていきます。

…

認定こども園の整備や私立幼稚園の預かり保育事業への支援と一時預かり事業(幼稚園型)を進めることで、様々なライフスタイルの家庭が幼稚園を一層利用しやすくなるようにします。

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
	認定こども園の誘致	区立幼稚園の認定こども園への転換	

新しい中野をつくる10か年計画(第3次)

「第3章 10年後の中野の姿とめざす方向」P149・150

【認定こども園】

民間活力を活用して、かみさぎ・ひがしなかの幼稚園を認定こども園へ転換(近隣の公園や再編後の学校跡地等を活用した公設民営による運営を経て、現地に新園舎を整備し民設民営による運営に移行)。あわせて新設園を誘致)

新しい中野をつくる10か年計画(第3次)

「参考資料2 施設整備の方向性」P289

(2) 区立幼稚園・認定こども園 設置状況(令和3年1月時点)

	区名	有無	区立園数	令和3年1月時点の幼稚園・認定こども園 設置状況	平成28年4月時点の認定こども園 設置状況
1	千代田	有	8	幼稚園 4園 一体型施設 2園 幼保一元化園 2園	
2	中央区	有	18	幼稚園 16園 認定こども園(保) 2園 ※公設民営	認定こども園(保) 2園 ※公設民営
3	港	有	13	幼稚園 12園 認定こども園(保) 1園 ※公設民営	認定こども園(保) 1園 ※公設民営
4	新宿	有	24	幼稚園 14園 認定こども園(保) 7園 認定こども園(連) 3園	認定こども園(保) 7園
5	文京	有	11	幼稚園 9園 幼保一元化園 1園 認定こども園(保) 1園 ※公設民営	認定こども園(保) 1園 ※公設民営
6	台東	有	13	幼稚園 10園 認定こども園(連) 1園 認定こども園(保) 2園 ※公設民営	認定こども園(保) 2園 ※公設民営
7	墨田	有	9	幼稚園 7園 認定こども園(連) 2園	
8	江東	有	20	幼稚園 20園	
9	品川	有	13	幼稚園 9園 認定こども園(保) 4園	
10	目黒	有	5	幼稚園 3園 認定こども園(幼) 2園	認定こども園(幼) 2園
11	太田	無	0	平成21年3月31日付で全園廃園	
12	世田谷	有	9	幼稚園 8園 認定こども園(幼) 1園	認定こども園(幼) 1園
13	渋谷	有	5	幼稚園 5園	
14	中野	有	2	幼稚園 2園	
15	杉並	有	6	幼稚園 6園 ※名称は子供園だが、認可は幼稚園	
16	豊島	有	3	幼稚園 3園	
17	北	有	5	幼稚園 4園 認定こども園(連) 1園	
18	荒川	有	9	幼稚園 9園	
19	板橋	有	2	幼稚園 2園	
20	練馬	有	3	幼稚園 3園	
21	足立	有	3	認定こども園(連) 2園 認定こども園(保) 1園	認定こども園(保) 1園
22	葛飾	有	3	幼稚園 3園	
23	江戸川	有	1	幼稚園 1園	

※一体型施設…認可幼稚園+認可外保育施設
 ※幼保一元化園…認可幼稚園+認可保育所